

平成29年3月22日

市内各訪問介護事業所 御中

八王子市福祉部介護保険課

訪問型サービスA従事者（生活支援ヘルパー）養成研修について

日頃は、本市介護予防・日常生活支援総合事業に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスA従事者のうち、市の規定する内容の研修修了者（以下「生活支援ヘルパー」という）の養成については、平成27年12月に開催しました介護予防・日常生活支援総合事業説明会にて、その研修項目をお示しし、研修の実施を各訪問介護事業所にお任せしておりました。

しかし、平成28年11月に開催しました総合事業訪問型サービスAの本格実施に向けた説明会でも御説明しましたとおり、従事者不足及び人材養成の負担軽減のために、今後、訪問型サービスAの従事者養成研修については下記のとおりとします。

記

1 来年度以降の生活支援ヘルパー養成研修の実施について

生活支援ヘルパー養成研修を市が実施します。平成29年度以降は、市の規定する内容の研修修了者については、この研修を修了することを生活支援ヘルパー従事の必須要件とします。（年間4回開催予定×各回定員50名予定。平成28年度は平成29年2月に1回開催）

2 事業所で研修を実施された際のお願い

平成29年度以降は、従事者としての質の確保を図るため、各事業所で生活支援ヘルパーの養成研修を実施した場合、そのままサービス提供に入って頂いても差し支えありませんが、その後、直近に市が実施する研修を受講する必要があります。既に事業所に従事している者が研修会に申込み際は、その旨申し出るよう御指導くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先

八王子市福祉部  
介護保険課給付担当  
電話 042-620-7416

八王子市生活支援ヘルパー研修 カリキュラム

	カリキュラム名称
1	介護職の職業倫理
2	介護における安全確保とリスクマネジメント
3	介護職の安全
4	介護におけるコミュニケーション
5	介護に関するこころのしくみの基礎的理解
6	生活支援技術の講義・演習
7	老化に伴うこころとからだの変化と日常
8	高齢者と健康
9	介護保険制度

2日間 計10時間

定員各回50名程度×年間4回 開催予定